

第1回 村上市歴史的風致維持向上計画策定委員会 議事録（概要）

会議名	第1回 村上市歴史的風致維持向上計画策定委員会
日時	平成27年8月27日（木）13：30～16：10
会場	村上市教育情報センター会議室A・B（2階）
出席者	<p>【委員】 西村委員長、岡崎副委員長、大場委員、佐藤委員、大竹委員、齊藤委員、須貝委員、益田委員、川上委員、山口委員、会田委員、大嶋委員、忠委員、板垣委員、田辺委員、水澤委員、碓井委員 ※欠席 井上委員</p> <p>【オブザーバー】 国土交通省北陸地方整備局建政部都市・住宅整備課 加藤係長、森越係長 計画・建設産業課 伊藤係長</p> <p>【事務局】 都市計画課：東海林課長、小田課長補佐、渡邊係長、田中主査、大田主査 生涯学習課：田嶋課長、富樫課長補佐、竹内主査 エヌシーイー：岩渕、木野勢</p>
内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 開 会</li> <li>2. 市長あいさつ</li> <li>3. 委嘱書の交付 →西村委員が代表受領。</li> <li>4. 委員及び事務局の紹介</li> <li>5. 委員長、副委員長の選任について →委員長は西村委員、副委員長は岡崎委員に決定。</li> <li>6. 議 事 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 歴史的風致維持向上計画の概要について</li> <li>(2) 計画策定の手順・体制について</li> <li>(3) 村上市の現状と成り立ちについて</li> <li>(4) 村上市の文化財の状況と特性について</li> <li>(5) 村上市内の代表的な歴史的風致について</li> <li>(6) 歴史的風致の維持に関する課題及び解決策について</li> <li>(7) 重点区域（大枠）の設定について →重点区域（大枠）について承認。 →議事概要については下記のとおり。</li> </ol> </li> <li>7. その他 →第2回策定委員会の開催日については、12月初旬に予定をしており日程が決まり次第連絡する。</li> <li>8. 閉 会</li> </ol>
議事概要	
<p>■議事(1)から(4)の事項について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・代表的な歴史的風致において指定文化財の建造物についての説明はあったが、有形登録文化財の建築物は歴史的風致において、どのような位置づけになるのか。（益田委員） →代表的な歴史的風致において紹介した建造物は代表的な建造物であり、有形登録文化財である建築物も歴史的風致として重要な建造物であることから歴史的風致維持向上計画内に位置づけをする。（事務局） →文化財の現状において、有形登録文化財についても記載されていることから、歴史的風致の建造物として位置づけられるものと思われる。（西村委員長）</li> <li>・これまでの制度は、建造物単体を文化財として指定し保全する方法であったが、歴史的風致維持向上計画は、核となる文化財等の周辺に区域を定め、区域内の建造物や活動について支援が受けることができる計画である。また、文化財の保全は文化庁、文化財の周辺の市街地整備は国土交通省、農地は農林水産省と分けられていたが、この計画では、文化庁と国土交通省、農林水産省の支援メニューをセットで受けることができる。（西村委員長）</li> </ul>	

■議事(5)から(7)の事項について

・大枠の重点区域を検討していくが、今回、重点区域から外れた区域についても、今後、支援が受けられるよう計画書の中で対応するようになるが、当面の支援区域として重点区域を設定する必要がある。(西村委員長)

・新潟県内では、佐渡市でも同じ歴史的風致維持向上計画を立案する予定があると聞いているが、どのような状況なのか。(西村委員長)

→佐渡市も歴まち計画を策定したい意向は持っているようではあるが、具体化していない状況である。村上市がこの計画を策定すれば、新潟県で第1号の認定を受けることができ、全国的にもアピールすることができると思われる。村上城下町の旧武家町、町人町、寺町を重点区域として提示されたが、歴史的風致が重複している区域であり妥当であると思われる。また、村上市では景観計画も策定しており、この計画において、重点的に景観を保全する区域である重点地区が代表的な歴史的風致の区域内に盛り込まれていることから、今回提示された重点区域外の区域についても、文化財等の核となるものが指定されれば将来的には支援を受けることが可能であると思われる。(岡崎委員)

・文化財ではないが、肴町地内の観音寺には日本で最も新しい仏海上人の即身仏が安置されている。以前は、観光客などが参拝していたが、現在は観光客も減少していることから、文化財以外の歴史的な資源を歴史的風致維持向上計画に盛り込み活用することは可能か。(川上委員)

→一般的には、歴史的風致の活動や建造物と一体となったものと判断ができ理由づけができれば、歴史的風致維持向上計画に盛り込むことは可能である。仏海上人の即身仏を城下町の歴史的風致として関連付けができれば、歴史的風致維持向上計画に盛り込むことは可能であると思われる。(西村委員長)

→歴史的風致維持向上計画に盛り込むよう配慮をお願いしたい。(川上委員)

・重点区域において受けられる支援内容はどのようなものか。(会田委員)

→国土交通省で発行しているパンフレットになるが、城門の復元などの公園整備や町家などの建造物の外観の修景、集会所の整備、石畳風の舗装など道路の美装化、電線地中化、また歴史的な景観に影響を与える建築物の除却など歴史的なまちづくりを推進するための支援を受けることが可能である。補助率については、市や民間の事業者によって異なる。(事務局)

→建造物の外観の修景などの支援を受けるには、歴史的風致形成建造物の指定が必要である。道路整備の場合には、補助率が加算されるなどの措置もある。しかしながら、市の負担分もあることから、市の整備に対する姿勢が重要となる。(西村委員長)

・建造物の外観の修景などの支援が受けられるとのことだが、今回の重点区域内の景観の方向性はどのように考えているのか。(板垣委員)

→建造物の外観の修景などの支援を受けるにあたり、歴史的風致形成建造物の指定が必要となるが、補助を受けるには築50年以上という基準が設けられている。外観の修景の方向性については、一律の基準とするのではなく、個々の建築年代に合せた修景が望ましいと思われるが、これらの基準については、今後開催予定のワークショップでの意見等を踏まえ歴史的風致維持向上計画を策定する段階で決定することとなる。(事務局)

→基準については、行政が決定することとなるのか。(西村委員長)

→基準の方向性については、本策定委員会において決定し、大枠の基準については、この方向性にあつた形で行政が定められると思われる。(事務局)

→景観に関しては、景観計画において修景等の基準が定められており、その基準に合致すれば補助金が交付される制度も創設され施行済みである。この歴史的風致維持向上計画では、歴史的風致形成建造物に指定することで補助を受けることが可能となることから、この策定委員会において方向性や基準を決定することになると思われる。(岡崎委員)

- ・歴史的風致維持向上計画の事業期間はどれくらいか。(佐藤委員)
- 計画期間は、10年である。(事務局)
- この制度が創設されて間もないことから、計画の認定を受け事業を実施している自治体で10年を経過した団体がいない状況であることから、継続して10年を経過した後も継続して実施できるかは不明ではある。計画を策定した自治体は継続して実施していきたいと考えているようではあるが、未来永劫継続してできる計画ではなく、一定の期間が設定された計画である。(西村委員長)
- ・重点区域以外の歴史的建造物についての支援はないのか。(須貝委員)
- 歴史的風致維持向上計画において国の支援を受けるには、重点区域内の建造物でなければ支援を受けることはできない。しかしながら、国の支援が受けられない区域においても、市単独の補助事業を実施するなどの制度の創設等について検討する必要があると思われる。(事務局)
- ・歴史的風致形成建造物の指定基準は誰が定めるのか。(益田委員)
- 歴史的風致形成建造物の指定の方向性については、歴史的風致維持向上計画の策定時に決定する事項である。(事務局)
- ・歴史的風致維持向上計画の認定を受ける前に実施した外観修景の費用についても補助は可能か。
- 補助を受けることはできない。(事務局)
- ・歴史的風致の課題においても取り上げられているが、電柱、電線が景観に与える影響は非常に大きい。この課題の解決策としては、市街地環境の修景等の推進として捉えて良いのか。また、電線地中化の事業は、電力会社やNTT又は行政が実施するのか。(川上委員)
- 電柱、電線の課題についての解決策については、市街地環境の修景等の推進に盛り込んでいる。また、電線地中化の事業主体については、施工箇所により、道路管理者である県等と協議を行いながら進めていきたいと考えている。(事務局)
- 電線地中化など施工する箇所については、歴史的風致維持向上計画について検討することとなるが、優先順位をつけて整備を行う必要があると思われる。(西村委員長)
- ・重点区域以外の神林地域の塩谷集落等においてもまちづくりが活発に行われていることから、各歴史的風致を一体として捉え、重点区域外の歴史的風致についても対応をお願いしたい。(須貝委員)
- 歴史的風致維持向上計画に支援を受けるには、重点区域の指定が必須であるが、核となる文化財がなければ重点区域を指定することはできない。しかしながら、景観計画において、市内8地区に重点地区を指定し、外観修景やまちづくり活動について補助を実施している。(事務局)
- 一体的なまちづくりを実施することで観光などによる地域活性化が望めることから、重点区域外を置き去りにするのではなく、村上地域の重点区域を基盤として周辺の歴史的風致についても連携しながら対応をお願いしたい。(須貝委員)
- 市域内を網羅するよう14箇所の歴史的風致を計画書に盛り込んでいることから、重点区域内だけで歴史まちづくりを取り組むのではなく、区域外でも、観光など今後のまちづくりの発展を考慮しながら検討する必要がある。(西村委員長)
- ・重点区域(大柰)については、村上城下の旧武家町、町人町及び寺町の区域を大柰の重点区域として設定して良いか。(西村委員長)
- 承認。(委員一同)

以上